

小規模企業共済災害時貸付の概要

1. 貸付対象者

小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時（４月末日及び１０月末日）までに、１２カ月以上の掛金を納付している共済契約者（ただし、貸付限度額が５０万円以上）であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所（※１）を有し、かつ、当該災害の影響により次の（１）又は（２）の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。

（１）被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産（※１）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。

（２）当該災害の影響を受けた後、原則として１月間の売上高（※１）が前年同月に比して減少することが見込まれること。

（※１） 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。

2. 貸付条件

- （１）貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて７割～９割を乗じて得た額（５０万円以上で５万円の倍数となる額）と１，０００万円のいずれか少ない額
- （２）貸付利率：年０．９％（令和４年１２月２６日現在）
- （３）貸付期間：貸付金額５００万円以下　３６ヵ月
５０５万円以上　６０ヵ月
- （４）償還方法：６ヵ月ごとの元金均等割賦償還
- （５）担保、保証人：不要
- （６）借入窓口：商工組合中央金庫本・支店

3. その他

以下が整っていれば、原則、即日貸付が可能です。（※２）

①被災したことを証明する下記いずれかの証明書

- ・市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書
- ・商工会、商工会議所又は中小企業団体中央会から確認を受けた被災証明願（所定様式）

②独立行政法人中小企業基盤整備機構からの通知物（共済契約者の氏名及び契約者番号が分かるもの）

③貸付契約に必要な実印、印鑑証明（3 ヶ月以内発行の原本）

④本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）

⑤収入印紙

（※2）借入窓口を商工中金以外に登録している場合には、借入窓口を商工中金に変更する
手続きが必要になるため、即日貸付はできません。

詳細は中小企業基盤整備機構共済相談室（050-5541-7171）までお問い合わせ下さい。